

豊島区住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱

令和 8 年 1 月 29 日

7 豊健衛第 786 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）、豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成 30 年豊島区条例第 23 号。以下「条例」という。）及び豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則（平成 30 年豊島区規則第 22 号。以下「細則」という。）の規定に基づく住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者に対する命令（以下「不利益処分」という。）及び勧告並びに公表（以下これらを「不利益処分等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 不利益処分等を行う場合には、時期を失すことなく的確かつ厳正に行わなければならない。

(処分基準)

第 3 条 不利益処分等については、別表に定めるところにより行うこととする。

(行政指導)

第 4 条 区長は、住宅宿泊事業について法、条例及び細則の規定に違反している疑いがあるときは、当該住宅宿泊事業に係る住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又はその両者に対し、業務の改善に必要な行政指導を行う。

2 区長は、前項の行政指導の実施にあたり、必要に応じて法第 17 条第 1 項又は法第 45 条第 2 項に規定する報告徴収及び立入検査を行う。

(不利益処分等)

第 5 条 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されないときは、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又はその両者に対し、法及び条例の規定に基づき、不利益処分等を行う。

(不利益処分の命令)

第 6 条 不利益処分は、次の命令書により行う。

- (1) 業務改善命令書（別記第 1 号様式の 1）（別記第 1 号様式の 2）
- (2) 業務停止命令書（別記第 2 号様式）

(3) 事業廃止命令書（別記第3号様式）

（業務停止命令の期間）

第7条 業務停止命令の期間は、1年間とする。

（不利益処分等をしようとする場合の手続）

第8条 区長は、不利益処分等を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び豊島区行政手続条例（平成7年豊島区条例第30号。以下「行政手続条例」という。）第13条に基づき、意見陳述のための手続をとるものとする。

2 前項の手続の他、必要な手続は、行政手続法及び行政手続条例の規定に従うものとする。

（意見陳述の手続）

第9条 意見陳述の手続は次のとおりとする。

（1）法第15条及び第16条第1項の規定による業務改善又は業務停止を命じる場合並びに条例第12条第2項の規定により準用する条例第4条第2項の規定により公表を行う場合は、弁明の機会を付与する。弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会付与通知書（別記第4号様式）により行う。

（2）法第16条第2項の規定による事業廃止を命じる処分を行おうとする場合は、聴聞の手続を執る。聴聞の通知は、聴聞通知書（別記第5号様式）により行う。

（不利益処分等の執行）

第10条 不利益処分等の執行は次のとおりとする。

（1）命令書の交付

命令書は原則として、健康部長又は生活衛生課長から当該住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に、手渡しにより行う。この場合、受領者は受領欄に受領日、受領者名の記入及び押印（又はサイン）をすること。

（2）処分中の措置

健康部生活衛生課の職員「以下「当該職員」という。」は、不利益処分中の者について、その履行状況を隨時確認すること。

（3）不利益処分終了時の措置

当該職員は、業務停止命令の停止期間が終了したとき、その改善状況及び履行状況を確認すること。

（4）処分の記録及び報告

ア.当該職員は、処分中又は処分終了時の確認を行ったときは、すみやかにその状況及び結果を健康部長に報告すること。

イ.健康部長は、不利益処分があったときは、その違反内容、命令書交付年月日、改

善状況及びその他必要な事項を台帳に記載すること。

ウ. 不利益処分があったときは、その処分の内容及びその他必要な事項を区ホームページに公表するものとする。

エ. 健康部長は、不利益処分の履行が終了したときは、その経過及び改善状況等について、関係書類を添えて区長に報告すること。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか施行に関し必要な事項は、健康部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 処分基準（第3条関係）

①法

	根拠条文	違反行為の内容	予定する不利益処分等
1	法第2条第3項	住宅宿泊事業の定義を超えた宿泊事業の営業	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令又は 法第16条第2項事業廃止命令
2	法第3条第1項	虚偽の届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令又は 法第16条第2項事業廃止命令
3	法第3条第4項	変更届出の未提出又は虚偽の変更届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令又は 法第16条第2項事業廃止命令
4	法第3条第6項	廃業届出の未提出又は虚偽の廃業届出	法第16条第2項業務廃止命令
5	法第4条	欠格事由の規定に違反	法第16条第1項業務停止命令又は 法第16条第2項事業廃止命令
6	法第5条	宿泊者の衛生の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
7	法第6条	宿泊者の安全の確保に規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
8	法第7条	外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令
9	法第8条第1項	宿泊者名簿備付け等の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
10	法第9条	宿泊者に対する、騒音の防止のために配慮すべき事項その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明の規定に違反	法第15条業務改善命令
11	法第10条	周辺地域からの苦情等への適切かつ迅速な対応の規定に違反	法第15条業務改善命令
12	法第11条第1項	住宅宿泊管理業務の委託の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
13	法第12条	宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
14	法第13条	標識の掲示の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令
15	法第14条	定期報告違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令又は 法第16条第2項事業廃止命令

16	法第 15 条	業務改善命令に違反	法第 16 条第 1 項業務停止命令又は法第 16 条第 2 項事業廃止命令
17	法第 16 条第 1 項	業務停止命令に違反	法第 16 条第 2 項事業廃止命令
18	法第 17 条第 1 項	報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否・妨害等	法第 16 条第 1 項業務停止命令又は法第 16 条第 2 項事業廃止命令
19	法第 36 条	法第 5 条から第 10 条までの規定に違反	法第 41 条第 2 項業務改善命令
20	法第 45 条第 2 項	(住宅宿泊管理業) 報告拒否、虚偽報告、立入拒否・妨害等	法第 41 条第 2 項業務改善命令

②区条例・規則

	根拠条文	違反行為の内容	予定する不利益処分等
1	条例第 5 条第 3 項	区の指定する標識の掲示	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
2	条例第 5 条第 4 項	廃棄物の適正処理	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
3	条例第 5 条第 5 項	現場における苦情対応	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
4	条例第 5 条第 6 項	苦情解決のための協議、その記録の作成・保管(3 年)、区へ対応経過の説明	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
5	条例第 5 条第 7 項	当該地域の善良な風俗の保持	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
6	条例第 5 条第 8 項	シーツ等交換、清掃、換気、規則第 9 条で定める衛生措置の実施、区からの照会への回答、区の指導への対応	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
7	条例第 6 条	住宅宿泊管理業者の責務	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
8	条例第 9 条	区域及び期間の制限	条例第 12 条勧告 条例第 13 条過料 法 15 条業務改善命令
9	細則第 2 条	宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面の方法により実施	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令
10	細則第 9 条	衛生上必要な措置	条例第 12 条勧告 法 15 条業務改善命令